

# 指定学校変更申立承認基準一覧表

大垣市教育委員会

関係法令 学校教育法施行令第8条、第9条

承認基準	承認期間	申請書の添付書類
1 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)在籍中に転居し、原籍校に引き続き就学を希望する場合	年度末を限度として教育委員会が適当と認める日までの期間	・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図
2 住宅建築資金融資等の手続上の理由により住民票と居住地が異なる者で、原籍校に引き続き就学を希望する場合	居住地を変更するまでの期間	・建築契約書(写し)
3 家屋の新築又は借家のため、学年途中で指定学校以外の通学区域に転居予定であり、それを証する書面がある者で、年度又は学期当初からあらかじめ、転居予定地の指定学校に就学を希望する場合	住所を変更するまでの期間	<b>新築の場合</b> ・建築契約書(写し) ・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図 <b>借家の場合</b> ・住宅賃貸契約書(写し) ・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図
4 一時的な転居で、1年以内に再転居の予定があり、原籍校又は再転居予定地の指定学校に就学を希望する場合	事由が存する期間	・建築契約書または住宅賃貸契約書(写し) ・自宅から就学希望校までの通学路が分かる地図
5 離婚、家庭内暴力、債権取立てその他の特別な事情により、一時的に居住地に住民登録をしていない者が、居住地の指定学校に就学を希望する場合であって、教育委員会が適当と認める場合	事由が存する期間	・教育委員会が求める書類
6 いじめにより心身の安全が脅かされていると認められる児童生徒が転学を希望し、かつ、転学により就学環境の改善が見込ま	教育委員会が適当と認める期間	・教育委員会が求める書類

承認基準	承認期間	申請書の添付書類
れる場合であって、教育委員会が 適当と認める場合		
7 教育委員会が別に定める地域 に居住している場合	卒業までの期間	・自宅から就学希望校までの 通学路が分かる地図
8 指定学校の中学校に希望する 部活動(次に掲げるものに限 る。)がない場合 (1) 運動部活動のうち、小学校で 1年以上かつ卒業まで続けてい る競技の部活動 (2) 吹奏楽部	卒業までの期間	・部活動を理由とした指定学 校の変更に関するお願い ・部活動を理由とした指定学 校の変更に関する具申書 ・自宅から就学希望校までの 通学路が分かる地図
9 医療的ケア児及びその家族に 対する支援に関する法律(令和3 年法律第81号)第2条第2項に規定 する医療的ケア児(指定学校が南 小学校又は南中学校である者を 除く。)が、南小学校又は南中学 校を選択しようとする場合	事由が消滅した日 の属する年度末ま での期間	・自宅から就学希望校までの 通学路が分かる地図 ・医師の診断書
10 前各号に掲げるもののほか、教 育委員会が教育上の配慮として、 特に必要と認めたとき	教育委員会が承認 する期間	・教育委員会が求める書類

※承認基準5、6、7、10の場合、大垣市教育委員会学校教育課に事前にご相談ください。

お問合せ先

大垣市教育委員会学校教育課 学務保健グループ

電話：(0584) 47-8023 (直通)